

業 務 仕 様 書

1 業務の目的

住居喪失者等がホームレス生活に至ることを防止するため、緊急避難的に宿泊施設を提供し、地域社会のセーフティーネット機能の強化を図ることを目的とする。

2 業務の実施場所

業務を委託する宿泊施設（本市内に1か所とし、最寄りの地下鉄駅から徒歩10分程度の範囲内に所在しているもの）において実施する。

3 業務内容

受託者は、各区保健福祉部（以下「事業実施機関」という。）にて宿泊利用の決定を受けた住居喪失者等を受け入れる際に、以下のとおり役務を行う。

- (1) 住居喪失者が宿泊利用する部屋は原則1人1部屋とする。
- (2) 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、本事業用に2部屋を確保する。
- (3) 事業実施機関から日に2名を超える要請があり、本事業用に確保している2部屋とは別に空き部屋がある場合には、可能な限り部屋を確保する。
- (4) 事業実施機関が行う利用者への指導に協力する。
- (5) 利用者が提示した緊急一時宿泊事業利用決定書（様式2）と事業実施機関から送付された緊急一時宿泊事業利用決定書を照合した後、部屋番号を決定し、緊急一時宿泊事業利用状況連絡票（様式3）を事業実施機関及び保健福祉局総務部保護課に送信する。
- (6) その他、事業実施に必要な事項を行う。

4 配置体制及び現場責任者等

受託者は、業務に従事する人員について、委託された業務に十分な成果を上げるため常に適正な人員を配置する。なお、事業を実施する宿泊施設には、本業務従事者（少なくとも1名）を常駐させることとする。

また、現場責任者を2名程度選任し、事業実施機関との円滑な連携に努める。

5 業務期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日までとする。

6 検査等

- (1) 実施報告書及び個人情報取扱状況報告書

受託者は、実施報告書（別紙）及び個人情報取扱状況報告書（様式5）により、札

幌市保健福祉局総務部保護課に、毎月の事業の実績及び個人情報取扱状況を翌月10日までに報告する。

(2) 検査

委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに業務内容の検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

(3) 補正

受託者は(2)による検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、(2)の規定を準用する。

7 一般的注意事項

- (1) 受託者は、業務効果を上げるよう常に全力を尽くして責任を持って業務を行うものとし、委託者の要求があったときは、業務時及び業務完了時の立会い検査に応ずること。
- (2) 業務の遂行にあたって、疑問が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。
- (3) 受託者が業務遂行のために使用する参考資料、筆記用具等の物品については、すべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者が不適當であると指摘した事項については、直ちに業務改善の措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、業務を遂行するうえで知り得た個人情報については、別に定める事項により厳格にその秘密を保持しなければならない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

日	継続借上 1	継続借上 2	個別借上 1	個別借上 2

※宿泊者がいた場合に、宿泊者の氏名を記入して提出してください

※同内容で別の様式に記載しても問題ありません。